

令和3年度食の安全・安心プロジェクト推進事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (令和4年2月14日まで)

○交付申請書は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則45日以内)

○交付決定前に実施したものについては補助対象になりませんのでご注意ください。
○交付申請の取り下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始 ※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了 ※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

○事業の完了日は、「補助事業により取得または更新する認証書の受理日」と「補助対象経費の額が確定した日」のいずれか遅い方の日となります。

【事業が年度内に終わらない場合】
補助事業進ちょく状況報告書を翌年度の4月10日までに下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告書は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

○実績報告書には、補助事業により取得した認証の登録証の写しを必ず添付してください。

◎補助金の支払い

実績報告又は補助事業進ちょく状況報告で提出された書類を審査し、必要に応じて現地調査を行った後、補助金の額の確定通知をお送りします。その後、約2週間程度を目途に補助金を指定口座へお支払いします。

◎書類の保管

※証拠書類は事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管する必要があります。

【資料提出・問い合わせ先】

鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局 販路拡大・輸出促進課 輸出促進担当
〒680-8570 鳥取市東町1丁目220 電話 0857-26-7963 ファクシミリ 0857-21-0609
電子メール hanro-yusyutsu@pref.tottori.lg.jp